

成年後見制度の申立費用助成のご案内

この制度は、成年後見制度の利用が必要な親族の後見開始等の申立てを行おうとする方が、所得や資産が少ないために、申立て費用を負担することができない場合に、申立手数料や鑑定費を助成するものです。

助成の内容

- ① 申立費用
(申立手数料・郵便切手代・登記手数料)
- ② 鑑定費

助成の対象

後見開始等の審判請求を行う人(申立人)

助成の要件

次の①～③の要件すべてに該当していること。

- ①被後見人等(成年後見等をうけようとする本人)は、杉並区に住民登録があること。
- ②本人または親族の後見開始等の申立てであり、助成の申請者は申立人であること。
- ③申立人が一定の収入以下の方または生活保護受給者であること。

申請に必要な書類

- ①申請書
 - ②申立人の非課税証明書の写し、または生活保護受給者証の写し
 - ③通帳・預金証書の写し
 - ④被後見人等と申立人の関係のわかる戸籍謄本等の写し
- ※申請手続きの時に、家庭裁判所に提出する申立書類一式を確認させていただきます。

審判確定後

成年後見等の審判が確定後、家庭裁判所からの「後見開始等の審判書」謄本の写しを提出してください。

問合せ先 **公益社団法人杉並区成年後見センター**

電話：03-5397-1551/ F A X：03-5397-1555

住所：〒167-0032 杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

申請から交付までの手続き

1 相 談

成年後見センターへご相談ください。申立費用助成制度の説明を行います。



2 申請書類の準備・申込み

「助成交付申請書」に必要書類を添え、成年後見センターに提出してください。



3 審 査

提出された書類をもとに審査を行います。
審査の結果により、助成ができない場合もあります。



4 助成の決定

申立人あてに「決定通知書」（承認・不承認）を送付いたします。



5 申立費用の交付

後見等の申立日を決めていただきます。申立費用は切手、収入印紙、登記印紙でお渡しします。



6 家庭裁判所へ申立て

成年後見センターがお渡しする「問合せ先一覧」を添付して、申立ててください。



7 鑑定費用の振込

鑑定が行われる場合は、成年後見センターが家庭裁判所へ必要な費用を振込みます。



8 審判確定

成年後見センターに「後見開始等の審判書謄本」（写）を提出してください。

※本人に申立費用を負担させる審判が決定した場合は、助成金を返還していただきます。